

○新宮町花いっぱい運動支援事業実施要綱

平成 14 年 12 月 6 日

新宮町告示第 115 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新宮町を花と緑に囲まれた潤いのある町にするために、公共又は公共的な場所に花苗や花木を植える活動(以下「花いっぱい運動」という。)を行う団体に対し、原材料費を予算の範囲内で助成することにより、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第 2 条 助成の対象となる団体は、区及び区から承認されている団体(老人クラブ・育成会等)並びに申請の前年度までに町長に花いっぱい運動団体登録申請書(様式第 1 号)を提出し、登録された 5 人以上の団体のうち、継続して花いっぱい運動に貢献できると町長が認めた団体とする。ただし、政治的若しくは宗教的又は営利を目的とした団体は、助成対象としない。

(対象事業)

第 3 条 助成対象となる事業は、前条に該当する団体が行う次の各号に掲げる場所における花いっぱい運動とする。

(1) 道路、歩道沿い

(2) 公共公益施設用地

2 前項の規定にかかわらず、一会計年度の間事業を行う土地の面積が 25 平方メートル未満又は前項第 1 号に該当する場合において、その前面の道路、歩道に面する長さが 10 メートル未満であるものは対象外とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象となる原材料費は、次の各号に掲げるものに係る経費とする。

(1) 草花の種子、球根、苗

(2) 花の咲く苗木(クスノキ、松を含む。)

(3) 前 2 号のものを植えるために必要な肥料及び土

(4) その他町長が必要と認めるもの

(改正(平 18 告示第 42 号))

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、予算の範囲内で当該事業に係る原材料費の 2 分の 1 以内とし、1 団体について 1 回 15 万円、年 2 回を限度とし、補助金の額に 100 円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、苗木を植える場合 10 分の 10 以内とし、1 団体について 10 万円、年 1 回を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、花いっぱい運動助成金交付申請書(様式第2号)を4月末日までに見積書添付のうえ、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、花いっぱい運動助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)を申請団体に通知する。

(完成報告及び請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体が助成事業を完了したときは、花いっぱい運動完成届(様式第4号)及び花いっぱい運動助成金請求書(様式第5号)を事業が完了した日から10日を超えない日又は交付決定日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、現地調査のうえ前項の完成届が適正と認めたときは、速やかに助成金を交付しなければならない。

(改正(平18告示第42号))

(変更の届出)

第9条 申請団体は、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、交付申請額については、増額変更はできないものとする。

(返還)

第10条 町長は、助成を受けた団体が次の各号の一に該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (3) その他この告示に定める事項に重大な違反があったとき。

(管理)

第11条 助成を受けた団体は、助成事業が完了した後においても、助成事業により植えられた花苗や花木を適正に管理するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月25日告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。